

**水戸市**の中核市移行に伴い、**令和2年4月1日**から  
一部業務の窓口が変わります。

## ■窓口が変わる主な事務（住宅の位置が水戸市内のものに限る）

### サービス付き高齢者向け住宅・終身建物賃貸借

- ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録（法<sup>※1</sup>第5条）
- ・サービス付き高齢者向け住宅事業の変更届，地位の承継の届出・廃業等の届出の受理（法第9条～第12条）
- ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消（法第13条）
- ・サービス付き高齢者向け住宅の報告，検査，指示，登録の取消し等（法第24条～第26条）
- ・終身建物賃貸借事業に関する事務（法第52条～法第72条）

※1 法：高齢者の居住の安定確保に関する法律

### セーフティネット住宅（SN住宅）

- ・SN住宅事業の登録（法<sup>※2</sup>第8条）
- ・SN住宅事業の変更届，廃止の届出の受理（法第12条～第14条）
- ・SN住宅事業の登録の抹消（法第15条）
- ・SN住宅の報告，指示，登録の取消し等（法第22条～第24条）

※2 法：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

## ■窓口

### 【令和2年4月1日から】

○水戸市都市計画部 住宅政策課 政策係 TEL：029-232-9222

### 【令和2年3月31日まで】<sup>※3</sup>

○茨城県土木部都市局 住宅課 民間住宅・住宅指導 G TEL：029-301-4759

○茨城県保健福祉部 長寿福祉推進課 介護基盤整備 G<sup>※4</sup> TEL：029-301-3321

※3 令和2年3月31日以前でも，申請時期によっては水戸市と協議して頂く場合がありますので，申請・事前協議等の取扱いについては，上記の窓口にご確認ください。

※4 長寿福祉推進課は，サービス付き高齢者向け住宅に関する内容のみの対応となります。